

# 改正建築基準法・建築物省エネ法の申請手続きをサポートします

無料

## 建築士サポートセンターを開設

令和8年1月まで延長

公益社団法人長野県建築士会

建築士サポートセンターは、令和7年4月から施行された改正建築基準法及び建築物省エネ法に関する確認申請手続きの円滑な運用を図るため、国土交通省が全国で実施する事業であり、長野県では建築士会がこの事業を受託しています。

### >サポートを行う内容

詳細は裏面をご覧ください

注意点

- > 確認確認を申請する段階での添付図書作成に対するサポートが基本です。
- > 対面アドバイスとし、申請予定図書が作成されていて事前提出いただくことが必要です。
- > 上記以外の改正法などの相談は、一般の建築相談として別の電話相談等で対応します。

#### ① 確認申請及び完了検査申請図書等の作成・に関する以下のアドバイス

- ・ 申請に添付の必要な図書の確認や各図書に明示すべき事項（建築物省エネ法関係含む）のアドバイス
- ・ 新たな壁量計算に関する計算方法（ツール等の使用方法含む）や経過措置のアドバイス
- ・ 省エネ適合判定手続き方法や仕様基準のガイドブック、適合判定による省エネ計算方法のアドバイス

#### ② 住宅ローン減税の制度内容や必要な適合証明書作成方法のアドバイス

### >サポート実施の流れ

オンラインがお勧めです

#### ① サポート希望者は事前にサポート事務局へ申し込み [サポート希望日の前週火曜日までに申し込み]

申込書を建築士会 [サポート事務局] へ送信 (FAX、メールあるいは郵送・持参)  
申請図書を作成している場合は提示できる範囲 (サポートを受ける範囲) を送信・送付ください。  
サポート方法は、対面、オンラインが可能です。(一般相談は電話、メールでも可能です。)

#### ② サポート事務局からサポート実施日時と実施方法を折り返し連絡 [サポート実施の前週水曜日に連絡]

サポートできるものとできないものを整理して申込者へ連絡します。

- ・ サポートできる申込者へ実施日時と実施方法 (対面・オンライン等) を連絡
- ・ サポートできない申込者へ理由と対応方法を連絡

毎週水曜日は、申請図書の作成以外の法改正等の一般的なアドバイスも電話・メールで受け付けます。

#### ③ サポート希望者が指定日時にサポートを受ける [毎週水曜日開催]

指定された日時にサポート会場へサポートを受ける申請図書等を持参してアドバイスを受ける。

### >サポート費用 無料

延長しました

### >サポート実施期間 令和6年11月1日(日)～令和8年1月未まで [期間中の毎週水曜日開催]

サポート事務局 公益社団法人長野県建築士会 本会事務局

問い合わせ先電話 026-235-0561 (代表番号“建築士サポートに関する問い合わせ”とお伝えください)

FAX:026-232-2588 Email:info@nagano-kenchikushikai.org (申込書送信に使用)

サポートセンターは10の県合同庁舎内に設置します。(電話は設置しません。連絡は本会事務局へ)

# 実際のサポートの流れ

## ステップ1 サポート希望者は事前にサポート事務局へ申込み [前週火曜日までに申込み]

**まず確認**：サポートできる内容か確認ください。[サポートできる内容は以下に限定しています。]

- ①実際に申請しようとする申請図書（図面）がある程度作成されていますか？
- ②具体的にサポートを受けようとする内容が確定していますか？（以下を参照）
  - ・申請図書が改正建築基準法施行規則（建築物省エネ法含む）に則して揃っているか、また、図書の記載内容が同規則等に対応しているかを提示いただく図書を確認しながらアドバイスします。
  - ・改正建築基準法による壁量や柱の小径の基準の計算方法（計算ツールの使用方法含む）や建築物省エネ法の仕様基準のガイドブックによる申請図書の作成方法に関してアドバイスします。
  - ・省エネ適合判定手続きや判定を行うための計算の方法等をアドバイスします。
  - ・住宅ローン減税制度の内容説明や申告に必要な適合証明書作成をアドバイスします。

※建築基準法等の法適合を確認するためのアドバイスをを行うものではありません。法解釈や法適合に関する相談は、実際に申請する審査機関にご相談ください。（法改正の概要等の相談には応じられません。）

➤**申し込み方法**（毎週火曜日締切りで、サポートは翌週の水曜日となります。）

長野県建築士会の HP の専用ページ（右のQRコードからアクセス）から申込書をダウンロードしてください。

必要事項を記入した申込書と作成した申請図書（PDF）で提出可能なものをページ下の FAX 番号又はメールアドレスへ送信、あるいは図面等を直接サポートセンター事務局へ郵送、持参ください。（提出いただい書類は原則返戻いたしません）



## ステップ2 サポート事務局からサポート実施日時と会場等を連絡 [毎週水曜日に連絡]

提出いただいた申込書や図面等を確認し、サポートができるものとできないものを整理して申し込んだ方へ以下の区分で連絡します。

- ・サポートできる方へはサポート方法や会場と開始時間を連絡します。  
オンライン実施の場合は Zoom による入室用 URL をメールにて連絡します。
- ・サポートできない方へは以下により理由と今後の対応方法を連絡します。

県下 10 の県の  
合同庁舎内に  
サポートセンター設置

➤**サポートできない方への対応**

- ・サポートできない理由のうち、申請図面が不十分である場合は、その作成方法等を示した資料の提供（作成のための資料の取得方法を含む。）をアドバイスします。  
（申請図書が取り揃った段階で再度サポートの申込みをしていただきます。）
- ・申請図書の作成等のサポート以外については、申し込み内容を確認したうえで関係資料の入手先や具体的な対応方法をアドバイスします。

- ・サポート事務局からの連絡は原則、申込書に記載いただいた FAX 番号又はメールアドレスへ送信します。

➤毎週水曜日はサポートできない法令などの一般的な相談をサポートセンター事務局（建築士会本会事務局）で電話、対面、メールで受け付けます。（相談員が在席する日時に限ります。）

## ステップ3 指定日時にサポートセンターにてサポート員がアドバイス [毎週水曜日開催]

➤**サポート当日の対応**

- ・対面実施の場合は、連絡のあった日時に指定のサポートセンターに出向きサポートを受けていただきます。（2時間を限度とします。）事前に提出した申請図書以外の図書を持参されても構いません。
- ・オンラインの場合は、指定時間に事前連絡した URL から Zoom 入室いただき、サポートセンター事務局と、該当支部サポート員によるサポートを行います。（支部サポート員の参加を辞退いただくことも可能）
- ・サポートを受ける内容が申請図書の作成方法等に関する範囲であれば、事前の申込み内容以外の相談等も受け付けます。（当日、確実な助言等ができない場合があることをご了承ください。）